

## 鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準の取扱いについて

〔平成16年10月1日〕  
学 長 裁 定

改 正 平成19年3月13日 平成31年4月19日  
平成20年6月18日 令和4年9月28日  
平成23年6月16日  
平成23年12月15日  
平成26年2月27日  
平成29年11月22日

鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程担当教員資格審査基準（平成元年12月20日学長裁定）の取扱いについては、この裁定の定めるところによる。

### 1 教育経験

合適格者にあつては、大学院における論文指導経験（副指導を含む。）を1年以上（他大学での経験を含む。）有することを原則とする。ただし、特に優秀な研究業績を有する者又は実技系で特に優れた業績を有する者については、この限りでない。

### 2 研究業績

(1) この裁定における用語の定義は、以下のとおりとする。

#### ア 学術論文

原著論文、実践研究、事例研究、総説、研究資料等で査読を経たものをいう。

#### イ 著書（単著）

単著の学術著書をいう。

#### ウ 責任著者（corresponding author も同義。以下同じ。）

当該論文の共著者の代表責任者として、学術論文の投稿・審査等において編集委員会等に対応し、当該論文発表後も問い合わせへの対応を行う者をいう。

#### エ 優れた実技系業績

全日本学生選手権大会8位入賞以上に相当する指導実績

(2) 合適格者の研究業績については、次のア及びイに該当することを要件とする。ただし、担当予定授業科目に関連する研究業績とする。

ア すべての研究業績については、単著又は筆頭著者（本人が責任著者であることが明記されているものを含む。以下同じ。）としての学術論文（以下「筆頭学術論文」という。）が10編以上あるものとする。ただし、著書（単著）は1編まで、筆頭学術論文として置き換えることができる。また、実技系の専門分野にあつては、優れた実技系業績について、研究科担当教員審査特別委員会（以下「特別委員会」という。）において内容を審査の上、筆頭学術論文1編相当として置き換えることができる。

イ 最近5年間の研究業績については、学術論文が5編以上あるものとする。ただし、筆頭学術論文が3編以上含まれていなければならない。

(3) 合適格者の研究業績については、次のア及びイに該当することを要件とする。ただし、担当予定授

業科目に関連する研究業績とする。

ア すべての研究業績については、筆頭学術論文が7編以上あるものとする。ただし、著書（単著）は1編まで、筆頭学術論文として置き換えることができる。また、実技系の専門分野にあっては優れた実技系業績について、特別委員会において内容を審査の上、筆頭学術論文1編相当として置き換えることができる。

イ 最近5年間の研究業績については、学術論文が5編以上あるものとする。ただし、筆頭学術論文が3編以上含まれていなければならない。

(4) 可適格者の研究業績については、審査の上では参考とし、担当予定授業科目に関連する教育業績等を審査するものとする。

### 3 授業科目の変更等

大学院体育学研究科修士課程における授業科目の変更又は担当者の変更を必要とする場合においては、その該当の者が既に鹿屋体育大学大学院体育学研究科修士課程又は他大学の大学院における当該専門分野に関し、適格者又は適格者である場合は、業績等の審査を省略することができる。

### 4 資格審査書類等

(1) 大学院体育学研究科修士課程担当教員の資格審査を受けようとする者は、所定の期日までに、次に掲げるものから必要とされるものを特別委員会に提出しなければならない。ただし、採用及び昇任の選考に伴う大学院体育学研究科修士課程担当教員の資格審査を受けようとする者については、「鹿屋体育大学教員選考基準の取扱いについて（平成16年7月15日学長裁定）」に基づく様式での提出も可とする。

ア 履歴書（別紙様式1）

イ 学術論文研究業績一覧（過去5年間）（別紙様式2）

ウ 学術論文等研究業績一覧（全体）（別紙様式3）

エ 学術論文等主要研究業績の概要（別紙様式4）

オ 実技系業績一覧（別紙様式5）及び当該経歴を証明する資料

カ 教育等業績一覧（別紙様式6）

キ 別紙様式4に記入の学術論文及び著書の現物又は写し

ク 前記キの学術論文に本人が責任著者であることが明記されていない場合は、編集委員会等との投稿・審査結果受信等、責任著者としての行為を証明する文書やメールの現物又は写し

(2) 別紙様式1から別紙様式6の記入要領については、別に定める。

#### 附 則

この裁定は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

#### 附 則（平19.3.13）

1 この裁定は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2項第1号及び第2号の規定の適用については、この裁定の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなし、この裁定の施行前における助手としての在職は、助教としての在職とみなす。

附 則（平 20． 6． 18）

- 1 この裁定は、平成20年6月18日から施行する。
- 2 この裁定の施行前に開催された研究科教務委員会により了承され、研究科担当教員審査特別委員会委員長に対し審査依頼があったものについては、この裁定の施行前の裁定により審査を行うものとする。

附 則（平 23． 6． 16）

この裁定は、平成23年6月16日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平 23． 12． 15）

この裁定は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平 26． 2． 27）

この裁定は、平成26年2月27日から施行する。

附 則（平 29． 11． 22）

- 1 この裁定は、平成29年11月22日から施行する。
- 2 この裁定の施行前に開催された研究科教務委員会により了承され、研究科担当教員審査特別委員会委員長に対し審査依頼があったものについては、この裁定の施行前の裁定により審査を行う。

附 則（平 31． 4． 19）

この裁定は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令 4． 9． 28）

この裁定は、令和4年9月28日から施行する。

## 履 歴 書

令和 年 月 日作成

(ふりがな)		性別	国籍	
氏 名			現住所	〒
生年月日	年 月 日			電話 ( )
学 歴				写真貼付欄 (最近3か月以内に撮影したもの) 4cm×3.5cm
年 月	事 項			
学 位	学位の種類	( 大学 )	取得年月日	令和 年 月 日
	学位論文の名称			
資 格				
年 月	事 項			
職 歴				
年 月	事 項			
社会における活動等				
年 月	事 項			
受賞及び表彰等(賞罰)				
年 月	事 項			

備考：規格はA4とする。

### 学術論文研究業績一覧（過去5年間）

<p>1. <u>履歴書作成日から過去5年間の学術論文（査読を経たもの）について、記入すること。</u>  <u>（本人が筆頭著者又は責任著者ではないものも含める）</u></p> <p>2. 発行年の新しい順に番号を付して、著者名（掲載順に全著者名を記載）、学術論文名、図書・雑誌名、巻（号）、最初と最後のページ、発表年（西暦）等をすべて省略せずに記入すること。以上の各項目が記載されていれば、項目の順序を入れ替えても可とする。</p> <p>3. 本人が「責任著者」の場合は、は通し番号の前に『*』を付すこと。また、証明できる資料（責任著者が掲載されているページ等）を添付すること。</p> <p>4. 学術研究団体又は国際的専門誌の学術論文の場合、通し番号の前に『☆』を付すこと。（修士担当審査の場合は不要）</p> <p>5. 学術論文等主要研究業績の概要（別紙様式4）に記入した学術論文の場合、通し番号の前に『○』を付すこと。</p> <p>6. 投稿中の学術論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限る。（編集者・発行団体又は発行場所からの証明書等を添付すること）</p>	<p>学術論文 種別 例：原著論文、事例研究、総説、実践研究</p>	<p>発行団体 又は 発行場所</p>

備考：規格はA4とする。

### 学術論文等研究業績一覧（全体）

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>著書（1編まで）並びに単著又は筆頭著者（本人が責任著者である場合も含む）の学術論文（査読を経たもの。以下「筆頭学術論文」という。）についてのみ記入すること。</u> （別紙様式2に記入した学術論文はすべて除くこと。）</li> <li>2. 発行年の新しい順に番号を付して、著者名（掲載順に全著者名を記載）、筆頭学術論文名、図書・雑誌名、巻（号）、最初と最後のページ、発表年（西暦）等をすべて省略せずに記入すること。以上の各項目が記載されていけば、項目の順序を入れ替えても可とする。</li> <li>3. 本人が「責任著者」の場合は、は通し番号の前に『*』を付すこと。また、証明できる資料（責任著者が掲載されているページ等）を添付すること。</li> <li>4. 学術研究団体又は国際的専門誌の筆頭学術論文の場合、通し番号の前に『☆』を付すこと。（修士担当審査の場合は不要）</li> <li>5. 学術論文等主要研究業績の概要（別紙様式4）に記入した筆頭学術論文の場合、通し番号の前に『○』を付すこと。</li> <li>6. 投稿中の筆頭学術論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限る（編集者・発行団体又は発行場所からの証明書等を添付すること）。</li> </ol>	<p>筆頭学術論文 種別 例：原著論文、事例研究、総説、実践研究</p>	<p>発行団体 又は 発行場所</p>

備考：規格はA4とする。

### 学術論文等主要研究業績の概要

<p>著者名（掲載順、全著者名）、学術論文名、図書・雑誌名、巻（号）、最初と最後のページ、発表年（西暦）等。                  ※資格審査対象（単著又は筆頭著者（本人が責任著者である場合も含む））の学術論文（査読を経たもの。以下「筆頭学術論文」という。）について審査種別に応じて下記編数以上記入すること。                  なお、著書1編を筆頭学術論文に置き換える場合はこの編数に含める。                  博士後期課程⑤・・・15編                  博士後期課程合・・・10編                  修士課程⑤・・・10編                  修士課程合・・・7編</p>	<p>概 要</p> <p>1. 200文字以内で記入                  2. 共著の場合は担当部分を記入</p>

備考：規格はA4とする。

### 実技系業績一覧

この様式は、実技系を専門分野とする審査対象者のうち、優れた実技系業績を「単著又は筆頭著者（本人が責任著者である場合も含む）の学術論文（査読を経たもの）1編相当」への置換えを必要とする場合のみに提出すること。

○指導業績

年 月 日	事 項	備 考

備考：規格はA4とする。



